

FICPI（国際弁理士連盟）の活動

会員 高見 和明*

1. FICPI

FICPI は、1906 年に設立された事務所弁理士として知的財産を扱う弁理士により構成された国際団体である。当初は比較的狭いヨーロッパの地域からスタートし、発展を続け、その後会員数も増加をたどり、現在は世界的な規模となり、会員数は、84 ヶ国、約 4500 人に至っている。2006 年には、FICPI 創立 100 周年記念総会をパリにおいて開催した。

FICPI の名前は、フランス語、Fédération Internationale des Conseils en Propriété Industrielle の頭文字をとった略称である。

日本に関しては、Japanese Association of FICPI の歴史は、1976 年（昭和 51 年）に開催のヘルシンキの会合に、杉村興作先生が初めてオブザーバーとして参加し、翌 1977 年（昭和 52 年）に開催のアルゼンチンのブエノスアイレスの執行委員会に杉村暁秀先生（故人）、浅村皓先生が参加して、Japanese Association of FICPI の設立が正式に承認された。以後 Japanese Association of FICPI（FICPI 日本部会）として参加、活動し、1984 年（昭和 59 年）10 月には、執行委員会を招請し、東京において開催し、また 1993 年（平成 5 年）には、新潟において、APAA と FICPI との共催でセミナーを開催し、450 名が参加している。さらに FICPI は、APAA と共催で、2000 年にインドのニューデリー、2002 年アメリカのニューポートビーチにおいて、ジョイントセミナーを開催している。

2007 年（平成 19 年）2 月 14 日、総会、理事会を開催して、「国際弁理士連盟日本協会」規約を採択し、その名称を「国際弁理士連盟日本協会」（FICPI・JAPAN）として動き出した。現在会員数は 96 名である。

2. Membership

会員になる入会手続は、各国、National Association 或いは National Section として認められている国によって異なる。その他の国の個人は、直接 FICPI 本

部に入会申請書（Application Form）を提出して、入会委員会で審査の上、最終的には執行委員会で承認されて、会員となる。日本に関しては、National Association であるので、入会を希望する者は、国際弁理士連盟日本協会会長宛に入会申請書を提出し、日本協会理事会において、入会の可否が決定される。

3. FICPI の目的

FICPI の目的を要約すると、

- (1) 弁理士業務の枠内における国際協力を強化し、情報の交換を促進するとともに、会員同士の業務を調和し、促進すること。
- (2) 会員の品位（Dignity）及び国際的規模での弁理士の業務基準（Standards）を維持すること。
- (3) 新しく提案される条約及び各国の法改正について、特に知的財産権の保護の制度及び弁理士のポジションの維持と活性化に関連して、意見を表明すること。
- (4) IP 分野における会員及び関心のある者の研修、継続的な教育を促進すること。

等が揚げられる。

4. 組織と活動

FICPI は、本部事務局、執行委員会によって管理、運営されている。執行委員会（Executive Committee）は、各国から選出された 1 名の執行委員と 1 名の副執行委員、ただし投票権は、各国 1 票よりなる執行機関である。事務局（Bureau）は、3 年毎に執行委員会で選出され、FICPI の定常業務の管理、運営を掌っており、会長が議長を務め、副会長、事務局長、会計長、副事務局長により構成されている。総会は、3 年に 1 度開催され、執行委員会は、年に 1～2 度開催さ

* 国際弁理士連盟日本協会 事務局長
FICPI International CET Vice President

れ、重要課題を審議し、決定し、さらに必要な決議 (Resolution) を採択している。会長等の役員の任期は、3年で、総会毎に選出される。次回の総会は、2009年6月にワシントン D.C. で開催される予定である。現在の会長は、Mr. Danny Huntington（アメリカ）、副会長は、Mr. Jan Modin（スウェーデン）、事務局長は、Mr. Julian Crump（イギリス）、副事務局長は、Mr. Christian Hano（ドイツ）、会計長は、Mr. Marc Chauchard（フランス）である。

委員会として、以下のものが置かれている。

- ・ Admission Commission：個人会員の入会の審査、National Section からの新規加入会員の執行委員会への申請事務を行う。
- ・ Contact Commission：FICPI が十分に組織されていない国の会員候補者とコンタクトするとともに、Association 或いは Section の設立を促進する活動を行う。
- ・ Deontology Commission：連盟としての職業行動規範及び規則についての検討を行う。
- ・ CET (Study & Work) Commission (Commission d'Étude et Travail)：テーマ毎に Group1～10 を置いている。総勢 100 名の会員が参加しており、委員メンバーは、総会、FORUM の開催時には会合を持つが、常時は、メール等を通じて活動している。
 Group 1：国際商標、マドリッド協定
 Group 2：意匠、著作権
 Group 3：国際特許問題（ハーモナイゼーション、PCT 等）
 Group 4：欧州特許問題
 Group 5：ライフサイエンス及び化学
 Group 6：訴訟、権利行使
 Group 7：ソフトウェア
 Group 8：伝統的知識
 Group 9：欧州商標
 Group 10：IP Asset Management：ライセンス、技術移転、IP 保険など
- ・ EUCOF (European Union Members Commission of FICPI)：ヨーロッパの問題について検討を行う。
- ・ FAB (Finance Advisory Board)：連盟の財政の問題について検討を行う。
- ・ Statutes Commission：連盟の規約及び規則が急速に変貌する業務のニーズに適応できるように見直し、検討を行う。

・ Communication (Publication)：Publication, FICPI Information を扱う。

・ DOC：ドキュメンテーション一般を扱う。

・ TASC：WTO 等との関連問題を検討する。

・ TEC：研修、継続的な教育を扱う。

上記のような FICPI の各委員会において、国際的レベル、各国レベルでの法改正の急速な進展に対応して、知的財産制度の特にユーザーの立場からの意見が反映されるように活動している。特に CET においては、問題を提起し、検討し、必要な場合には、各国に Questionnaire を出すこととしている。CET の現在の President は、Mr. David Bannerman（イギリス）、Vice President は、私が務めている。FICPI は、WIPO とは定期的に会合を持つとともに、WIPO が開催する PLT, PCT などの会議には、国際関係団体の一員として、常時代表を派遣し、重要なポジションを担っている。

さらに EPO 及び米国、日本などの各国特許庁とも会長以下本部役員は会合を持っている。

2007 年 7 月の米国特許庁長官との会合では、特許制度調和 (B プラス会合)、特許制度改正の現状、継続出願関連の規則改正、KSR 以後の非自明性についての審査、審査の質、コンパクトプロセキューション、PCT 関連事項（補助サーチ）Post-grant review 制度について議論した。

日本特許庁とは、1994 年 10 月、1998 年 6 月、1999 年 7 月、2002 年 4 月、2004 年 10 月（写真 1）及び 2007 年 9 月に会合を持っている（写真 2）。昨年 9 月の日本特許庁との会合では、PCT 関連事項（補助サーチ）、特許制度調和 (B プラス会合、グレースビリオド)、



写真 1 日本国特許庁

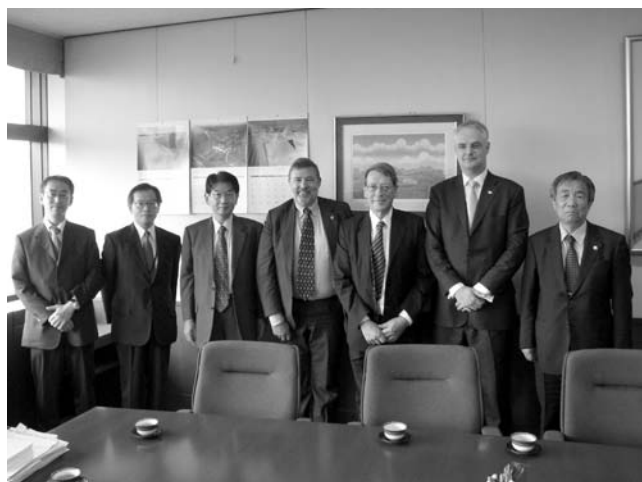


写真 2 日本国特許庁

相互利用（特許審査ハイウエイ（PPH））、出願様式の統一、分割出願制度とその運用及び模造品対策について議論した。

本年 4 月 14 日のオーストラリア特許庁との会合では、特許審査の質、PPH、弁理士の守秘特権、分割出願とその運用、外国のサーチ結果の提出の義務化、特許権の権利の回復、Innovation patents 制度の導入、制度調和（B プラス会合）及びマドリッド協定について議論をした。

5. FICPI 創立 100 周年記念パリ総会

パリ総会は、FICPI 創立 100 周年記念総会でもあったため、フランス部会の肝入りで、特に盛大な会合となった。会議のプログラムは、下記の通りであり、会議のメインテーマは、「Seeking balance for Intellectual Property」であり、フランスの国らしいテーマの選定であった。私は、この総会初日でのモデレーターの役を承ったが、知的財産推進計画において知財立国を目指している日本にとって、基本理念について、多少納得し難いテーマではあった。幸いスウェーデンの教授によるユーモアを交えたユニークなプレゼンテーションと、WTO の局長による今後の展望を含むプレゼンテーションにより、この観点についての問題の提起には役立ったようであった。各セッションのテーマは、以下の通りであった。

- ・ Balancing patents with economic development
- ・ Balancing fair protection of inventions with a reasonable degree of certainty to third parties.
- ・ Balancing fair protection on shapes and needs of third parties for their free use

- ・ Balancing privacy law with IP laws
- ・ Balancing IP rights with public policy
- ・ Balancing fair protection for trademarks with the necessity for their fair use by third parties
- ・ Balancing the activities of national and supra-national offices
- ・ Balancing the interests of all participants in the patent system

ソーシャルイベントとして、ルーヴル美術館でのディナー、セーム川のクルーズ、加えてヴェルサイユ宮殿での晩餐会は、FICPI 創立 100 周年総会に花を添え、次世紀へのスタートとなった。

6. 日本弁理士会との会合

上記のように FICPI 本部長等役員が日本特許庁訪問の際には、機会を得て、講演会、意見交換会、歓迎会などを開催している。日本弁理士会とは従前より会合を持っている。特に 1999 年（平成 11 年）弁理士制度 100 周年記念会合には、FICPI 会長 Orange 氏が招かれ、座談会に出席し、決議の採択にも積極的に賛同している（写真 3）。この記念会合には、中国専利代理人協会（ACPAA）、AIPLA、英国弁理士会（CIPA）、フランス弁理士会（CNCPI）、韓国弁理士会（KPAA）、アセアン弁理士協会（AIPA）、AIPPI、FICPI が招かれた。この会合がきっかけとなって、特に FICPI の協力で、FICPI 会合開催の機会を活用して、メルボルン（2001 年）、ローマ（2001 年）において日本弁理士会主催の IP 専門家会合が開催されている。即ち、メルボルンの IP 専門家会合（2001 年（平成 13 年）3 月 25 日）には、ACPAA、AIPLA、CIPA、CNCPI、オーストラリア弁理士会（IPTA）、カナダ弁理士会（IPIC）、



写真 3 FICPI Orange 会長

KPAA, ニュージーランド弁理士会 (NZIPA), ドイツ弁理士会 (Patentanwaltskammer), アジア弁理士会 (APAA), AIPPI, FICPI が参加した (写真4)。この会合は、FICPI 会長 Malcolm Royal (故人) の特許事務所の会議室をお借りし、昼食会は氏の所属するヨットクラブハウスを提供して頂いた (写真5)。



写真4 FICPI Royal 会長 (メルボルン)



写真6 IP 専門家会合 (ローマ)



写真5 IP 専門家会合昼食会 (メルボルン)

ローマの IP 専門家会合 (2001 年 (平成 13 年) 11 月 13 日) には、FICPI FORUM の開催日の前日に開催し、ACPA, AIPLA, イタリア弁理士会 (ASPI), CIPA, CNCPI, IPTA, IPIC, KPAA, NZIPA, Patentanwaltskammer, AIPPI, ヨーロッパ弁理士会 (EPI), FICPI の参加を得ている。この会合は、メルボルンに続いての三回目の会合であったので、率直な意見が述べられたと同時に各国の弁理士会の問題点を把握できて、極めて和やかな雰囲気でのより有効な意見交換ができた (写真6)。

これより先 1994 年 10 月には、新潟において、FICPI-APAA ジョイントセミナーを開催し、460 名が

参加した。さらには日本知的財産学会年次総会における日本弁理士会連携セッションのプログラムの実行に当たっては協力を得て、FICPI 現事務局長 Crump 氏に特許ハーモナイゼーションの世界的潮流と題して、スピーカーを依頼している。この他、1998 年 10 月には、日本知的財産協会 (JIPA) の要望により、FICPI

が世話役となり、ウィーンにおいて、FICPI, JIPA, CIPA, CNIPA との合同会合を開催した。

さらに 2002 年には、米国のニューポートビーチにおいて、FICPI-APAA のジョイントセミナーを開催した。2002 年 4 月 12 日に日本弁理士会と会合しており (写真7), 2004 年 10 月 21 日の日本弁理士会との会合では、EU の進捗状況の説明, SPLT への対応, 資格の相互承認関連問題, IDS 問題等について議論した (写真8)。



写真7 日本弁理士会



写真 8 日本弁理士会

7. WIPO における PLT の審議

WIPO での PLT 等の審議の場での FICPI の協力は大きいものがあった。特に WIPO における PLT の審議過程の中で、期間の延長、権利の回復、代理人の義務付け等、日本弁理士会として提案した中で、特に代理人の義務付けの問題で、弁理士会の基本的ポジションについての理解を深め、最終段階では、FICPI と共同行動を取れたことで、日本弁理士会の主張が条約に採用されたことは大きな意義があったと考える。

JPAA のポジションは、PLT の外交会議では、次の趣旨で発言し、記録されている。

「187. Mr. TAKAMI (JPAA) stated that JPAA believed that the PLT had three principal aspect; first, provisions on the improvement of the PCT; second, provisions on the implementation of electronic filing; and third, particular provisions with regard to representation, addresses for service, extensions of time limits, and belated claims of priority……. As to the third aspect, he made a distinction between a more flexible approach based on the principle of user-friendliness and the need for a well-functioning patent system which relied on the efficient and smooth cooperation between Patent Offices at the national and regional levels and a body of qualified representatives admitted to practice before those Patent Offices……. As to representation, he stated that JPAA stressed the importance of having a high quality application with a view toward obtaining the effective, sufficient protection which the inventor sought. He also noted

the efficient cooperation between a Patent Office and a body of qualified representatives itself served to minimize the risk of procedural mistakes and ensured the maintenance of an application and examination procedure of high quality. As to the translation provisions in Article 7 (2), he stated that the translation was in fact an integral part of the application in that the examination by a Patent Office was based on the first application and was granted based on exact and maximum contents of the first application and its translation. In Japan, It was a specification created by qualified representatives having legal and technical knowledge. He noted further that the scope of the claims were defined by the translation and that, given the language barrier, professional knowledge was essential to obtain substantive protection.

He also stated that Article 7(2) did not directly relate to cost reduction, but rather to a transfer of costs between the countries concerned. In conclusion, he suggested that Article 7(2), paragraph (2) (iv) be deleted.」(WIPO 「Records of the Diplomatic Conference for the Adoption of the Patent Law Treaty, Geneva 2000」, Summary Minutes of the Plenary, Para.187, Para 610 参照)。

FICPI 内において、各国の議論を経て得たポジションであった。

また権利の回復については、日本弁理士会は、第 1 回の専門家会合から、ユーザーフレンドリーの立場から強く主張し、この主張も PLT 条約に反映されている（同上、Para 187 参照）。

上記のように日本弁理士会と FICPI とは、関係は深く、今後とも PCT 及び SPLT の場では、国際的な場では、特にユーザーフレンドリーな立場において、協働作業が必要であると考え。さらに将来に向けて、日本弁理士のポジションを維持しつつ真のハーモ条約の締結を目指してより協働作業が必要であると考え。

8. 国際フォーラム、国際シンポジウムの開催

総会の開催されない年には、FORUM 或いは Symposium を各地で開催している。この FORUM には、FICPI 会員のみならず IP に関心のある全ての者に参加を呼びかけている。

通常のプログラムは、最初の 2 日間は、9:00 から

17:30 まで、特許コース、商標コース、知的財産一般コースの3コースを並列的に進行し、3日目は、Tourに当てている。

これまでにバルセロナ、ベルリン、フローレンス、モンテカルロ、ローマ、プラハ、リスボン、ヴェニス、北京、セビリヤ等で開催されている。本年2008年（平成20年）は、フローレンス（10月）、横浜（12月）での開催が予定されている。

9. 過去に採択された主な決議（Resolutions）

総会、執行委員会においては、その時点での重要課題について、検討、審議し、決議を採択して、各国特許庁等政府機関、国際政府間機関等に働き掛けを行っている。2000年以降、54の決議を採択している。主なものは、以下の通りである。

- (1) Privilege
- (2) Uniform Procedure for Patent Enforcement
- (3) Official Surplus
- (4) Maintaining the Quality of Patent Office Work
- (5) Business Method
- (6) Simplification of Guidelines in Patent Grant Procedures
- (7) Harmonization not Centralization
- (8) Proposal on Disclosure Requirements Relating to Genetic Material Resources
- (9) Compulsory Licensing of Pharmaceutical Patents for Export to Countries with Public Health
- (10) Quality of Patents
- (11) Fair Use of Trademarks
- (12) Prior User Rights and a Novelty Grace Period
- (13) Recognizing the Unique Skills of the Patent Attorney Profession
- (14) IP Information Services and Helpdesk
- (15) Divisional Patent Application
- (16) Grace Period (Declaration)

10. 国際弁理士連盟日本協会（FICPI・JAPAN）

上記したように、2007年（平成19年）2月14日総会、理事会を開催して、日本協会規約を採択し、その名称を「国際弁理士連盟日本協会」（FICPI・JAPAN）として、動き出すこととなった。

規約において、目的、事業について、次のように規定している。

（目 的）

第3条 本会は、FICPI（Fédération Internationale des Conseils en Propriété Industrielle）において、日本を代表する。本会は、FICPIの目的に則り、諸外国における弁理士業務を行う同業者との間の親睦を図り、国際的連携を強化し、その交流を通じて、知的財産権の一層の保護、活用に努め、併せて弁理士業務に関する諸問題の適切な運用と改善を追求することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 FICPIと密接に連絡し、FICPIの諸会合に参加し、その事業に協力すること。
- 二 会員の会合を開催すること。
- 三 知的財産権に関する事項について、内外の政府機関、政府間機関及び知的財産権保護に関する各種民間機関及び関係団体との密接な連携を図ること及びこれらが開催する会議へ参加すること。
- 四 知的財産権に関する情報の交換をすること。
- 五 知的財産権に関する国際法規及び国内法規の改善並びに調整を図るための調査、検討、立案、提案をすること。
- 六 弁理士業務に関する諸問題の適切な運用と改善を検討すること。
- 七 その他、本会の目的を達成するために必要な事業をすること。

今後この趣旨で活動して行くことになる。

FICPI JAPANの組織としては、総会、理事会を置き、理事会は、定例として、月1回開催し、会の運営、管理を行っている。

本年度の役員は、以下の通りである。

◆ プログラム ◆ (予定)

■ 場 所：パシフィコ横浜 会議センター 5 階

第1日目 12月4日(木)

OPENING REMARKS

Moderator: Kosaku Sugimura (FICPI JP)
 Speaker 1: Danny Huntington (US)
 Speaker 2: Ichio Shamoto (FICPI JP)
 Speaker 3: Jun Nakajima (JPAA)

SESSION 1

RECENT DEVELOPMENTS IN JPO AND
 TOKYO HIGH COURT

Moderator: Kiyoshi Asamura (FICPI JP)
 Speaker 1: tba (JPO)
 Speaker 2: tba (IP High Court)

Coffee Break

SESSION 2

ASSESSMENT OF INVENTIVE STEP DURING
 PROSECUTION OF PATENT APPLICATIONS IN ASIA

Moderator: Yoshikazu Tani (FICPI JP)
 Speaker 1: Yuzuru Okabe (FICPI JP)
 Speaker 2: Jay Sha (CN)
 Speaker 3: Young-Wook Ha (KR)

Lunch

SESSION 3

ASSESSMENT OF THE NON-OBVIOUSNESS/
 INVENTIVE STEP DURING PROSECUTION OF PATENT
 APPLICATIONS IN EUROPE AND THE US

Moderator: David Bannerman (GB)
 Speaker 1: Daniel Alge (AT)
 Speaker 2: Daniel R Collopy (US)

Coffee Break

SESSION 4

REINSTATEMENT OF RIGHTS

Moderator: Jan Modin (SE)
 Speaker 1: John Dean (GB)
 Speaker 2: John Orange (CA)
 Speaker 3: Motohiko Fujimura (FICPI JP)

第2日目 12月5日(金)

SESSION 5

COMPARATIVE STUDY OF ENFORCEMENT
 OF PATENTS IN FRANCE, GERMANY AND UK

Moderator: Francis Ahner (FR)
 Speaker 1: Eric Le Forestier (FR)
 Speaker 2: Axel von Hellfeld (DE)
 Speaker 3: Nick Beckett (GB solicitor)

Coffee Break

SESSION 6

COMPARATIVE STUDY OF ENFORCEMENT
 OF PATENTS IN THE US AND JAPAN

Moderator: Danny Huntington (US)
 Speaker 1: Bill Schuurman/Brian Buss (US)
 Speaker 2: Yoshio Kumakura (FICPI JP)

Lunch

SESSION 7

NEW TYPES OF TRADE MARKS

Moderator: Coleen Morrison (CA)
 Speaker 1: Gonçalo de Sampaio
 Speaker 2: John Hardaway (US)
 Speaker 3: Hiromichi Aoki (JP)

Coffee Break

SESSION 8

PRESENTATIONS BY

JPAA, FICPI JP AND FICPI

Speakers • Introduction to JPAA and FICPI JP
 Speaker 1: Jun Nakajima (JPAA)
 Speaker 2: Ichio Shamoto (FICPI JP)

FICPI speakers
 Introduction to FICPI International
 Speaker 3: David Bannerman (GB)
 Speaker 4: Danny Huntington (US)
 Speaker 5: Julian Crump (GB)

Closing

Hirohito Katsunuma (FICPI JP)

Master of Ceremonies: Kazuaki Takami (JP)

◆ 社交行事 ◆

レセプション

日 時: 12月4日(木) 18:00~20:00

場 所: ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル
 3階 ボールルーム

ディナークルーズ

日 時: 12月5日(金) 19:30~21:30

場 所: ロイヤルウィング (大さん橋国際客船ターミナルより出航)
 ※パシフィコ横浜から大さん橋国際客船ターミナルまでバスをご用意
 いたします。

◆ 同伴者プログラム ◆

1 横浜観光と庭園散策

12月4日(木) 9:00-16:30

山下公園、人形の家、シルク博物館、横浜開港資料館を徒歩で
 ご案内した後、広大な純日本庭園、三溪園をお楽しみいただきます。

2 東京下町散策とショッピング

12月4日(木) 9:00-16:30

江戸東京博物館、浅草寺を見学いただいた後、銀座での
 ショッピングをお楽しみいただきます。

3 古都鎌倉見学

12月5日(金) 9:00-17:30

大仏殿、長谷観音、鶴岡八幡宮をご案内いたします。

※内容は変更する場合がございます。1~3ともに英語のガイドとなります。

図 1

理事

青木 博道・浅村 皓・井上 義雄・太田 恵一・
岡部 正夫・勝沼 宏仁・木戸 一彦（会計長）・
功力 妙子・熊倉 禎男・古賀 哲次・笹島 富二
雄・社本 一夫（会長）・杉村 興作・高見 和明（事
務局長）・谷 義一（副会長）・橋本 良郎・深見
久郎・藤村 元彦・柳田 征史・吉田 研二

監事

江崎 光史・瀧野 秀雄

特に委員会として、特許委員会（委員長 功力 妙子）、商標委員会（委員長 青木 博通）及び企画調査委員会（委員長 柳田 征史）を置いて、関連する問題について検討し、意見などを提出している。さらに企画調査委員会下に Japan Symposium WG を置いて、準備作業を行っている。

本会への入会については、FICPI・JAPAN 会長宛の入会申請書を事務局宛に郵送して頂きますようお願い致します。入会の申請に当たっては、3人の日本協会会員の推薦を必要としております。詳細は、FICPI JAPAN のホームページ（www.ficpi.jp）にアクセスをお願い致します。或いは FICPI JAPAN 事務局長 高見（e-mail: takami@take-pat.com）にお問合わせをお願い致します。

11. 何故 FICPI に参加するのか

- ・事務所弁理士で構成する知的財産権に関する唯一の国際的な規模の団体である。
- ・多くの国々の弁理士に容易にアクセスすることができる。
- ・FICPI 総会等を通じて、世界中の弁理士とコンタクトできる機会を容易に持つことができる。
- ・世界中のあらゆる地域における国際的に活躍する弁理士は、FICPI に参加することにより多くの利益を受けるができる。
- ・FICPI を通じて有用な情報を容易に入手することができる。
- ・FICPI の日常の活動に参加する機会を持つことができる。
- ・知的財産権の分野において、国際的レベルでの社会貢献できる。要は FICPI の会員であるということは一定の要件を満たした経験豊富なプラクティショナーであることを意味している。
- ・質の高い業務を遂行することができる。

12. 2008 Japan Symposium

本年は、12月4、5日に、FICPI 及び FICPI・JAPAN は、日本弁理士会との共催で「2008 FICPI Japan Symposium」の横浜での開催を予定しており、このシンポジウムの予定プログラムの概要は以下の通りである。

セッション1：最近の動向 特許庁

最近の動向 知的財産高等裁判所

セッション2：発明の進歩性（アジア）

セッション3：発明の進歩性、非自明性（アメリカ、ヨーロッパ）

セッション4：権利の回復

セッション5：特許権の行使の比較（フランス、ドイツ、イギリス）

セッション6：特許権の権利行使の比較（日本、アメリカ）

セッション7：新しい商標の保護の動向

セッション8：JPAA 活動の新展望、FICPI の積極的活動

各セッションのテーマ毎のモデレーター、プレゼンターには、各国の専門家が担当することになっており、日本からは特許庁首脳、知的財産高裁判事の講演、さらに日本会員のモデレーター、プレゼンターを予定している。

会議場所は、パシフィコ横浜 会議センター 5階で行われる。プログラムの詳細は、FICPI JAPAN のホームページに掲載している（図1参照）。

13. おわりに

貴重な紙面をお借りして、FICPI の活動について、説明をさせて頂いたが、日本弁理士会と FICPI とは、国際的な活動の場においては、ユーザーフレンドリーの立場では、従前より密接な関係にあり、今後とも尚一層密接な関係を維持しつつ WIPO などの国際的な場での発言力を強化することが必要である。特に本年は、上記したように、12月4、5日に、FICPI 及び FICPI・JAPAN は、日本弁理士会との共催で「2008 FICPI Japan Symposium」の横浜での開催が予定されており、日本弁理士会の皆様のさらなるご支援を賜りますようお願い致しますとともに、当シンポジウムに積極的に参加して頂き、さらには FICPI に会員としてご加入頂き、FICPI の場を通じて、国際的レベルでの知的財産の発展に参画して頂きますようお願い致します。

（原稿受領 2008.6.25）